

令和4年度特定子ども・子育て支援施設等
指導監査（集団指導）

特定子ども・子育て支援 施設等における 指導監査について

加古川市福祉部法人指導課

令和5年3月6日

1.	特定子ども・子育て支援施設等とは	・ ・ ・ ・	P. 3
2.	確認とは	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P. 4
3.	指導・監査		
	根拠法令	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P. 5
	指導とは	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P. 6
	指導の種類	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P. 7
	監査とは	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P. 8
	イメージ図	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P. 9
4.	指導		
	集団指導の流れ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P.10
	実地指導の流れ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P.11
	実地指導の確認項目	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P.13
5.	監査		
	監査の流れ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P.24
6.	確認変更		
	変更申請について	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	P.30

1. 特定子ども・子育て支援施設等とは

※子ども・子育て支援法を「法」と表記します。

以下の施設等が、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給に係る施設又は事業として、子ども・子育て支援法に基づき、**市町村**に対して**確認の申請**を行い、**確認を受けた**施設等のこと。

子ども・子育て支援施設等（法第7条第10項各号）

- ・幼稚園（特定教育・保育施設を除く）、特別支援学校（幼稚園部に限る）
- ・認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）
- ・認定こども園で実施する預かり保育事業
- ・幼稚園又は特別支援学校で実施する預かり保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業

確認を受けることで、当該施設等を利用した「子育てのための施設等利用給付認定を受けた利用者（新1～3号）」は、対象となる料金につき、上限額の範囲内で無償となります。

- 新1号…

新制度未移行幼稚園のみを利用する（預かり保育を利用しない）場合

- 新2・3号…

認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

市町村は主に運営に関する基準について指導監査を実施します。

(設置に関する基準については県が実施)

◆根拠法令◆

- ◎ 指導・・・法第30条の3において準用する法第14条第1項
- ◎ 監査・・・法第58条の8第1項

◆ 目的 ◆

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下、「運営基準」と表記します。）」（第53条～第61条）を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保する。

◆ 方針 ◆

運営基準の周知徹底および施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

「集団指導」と「実地指導」の2つがあります。

	形態	対象等
集団指導	一定の場所に集まってもらい、講習等の方法により実施	<ul style="list-style-type: none">★「確認」の公示後、概ね1年以内に実施★制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定
実地指導	提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。	<ul style="list-style-type: none">★全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に実施★運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果において文書指摘事項の改善が未実施等により、指導等が必要と認められる施設等★特に市町村において実地指導が必要と認められる施設等

◆ 目的 ◆

市町村長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとること。

◆ 実施する場合とは ◆

次の①～④までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合。

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 勧告、確認の取消し等に該当することが疑われる場合

※ 指導から監査に移行した場合も含む

指導

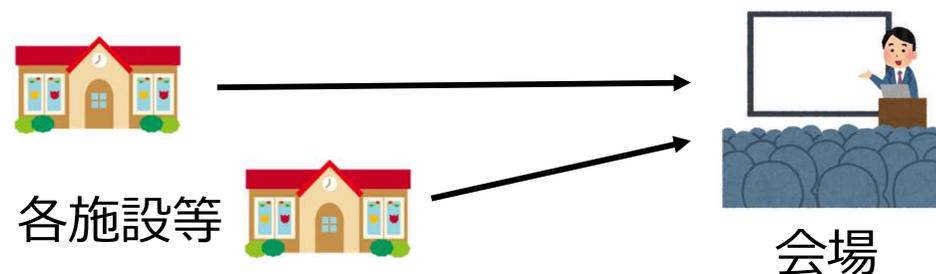
集団指導

実地指導

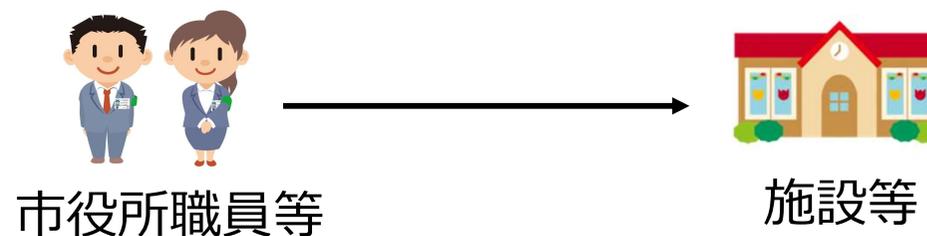
必要に応じて
切替

監査

- 随時実施
- 特定子ども・子育て支援提供者に一定の場所へ集まってもらい講習等の方法により実施



- 概ね3～4年に1回程度実施
- 市役所職員等が特定子ども・子育て支援施設等を訪問して実施

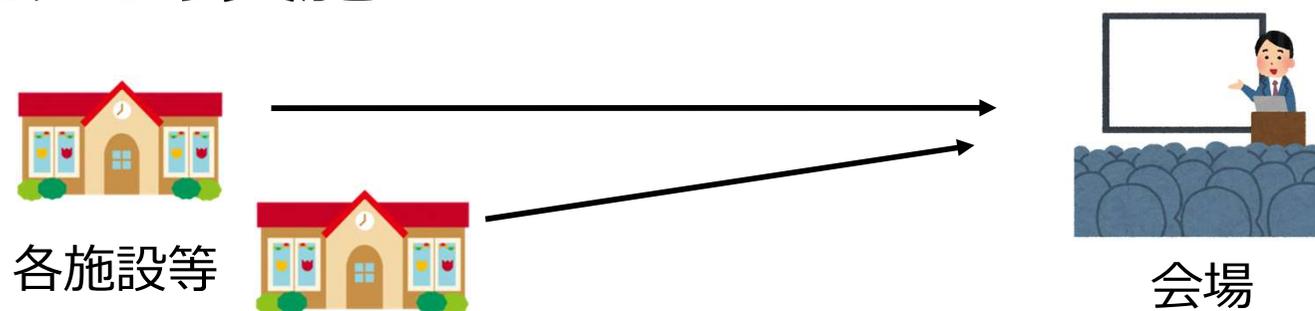


■ 随時実施

①市から特定子ども・子育て支援提供者へ実施通知を送付



②特定子ども・子育て支援提供者に一定の場所へ集まってもらい講習等の方法により実施

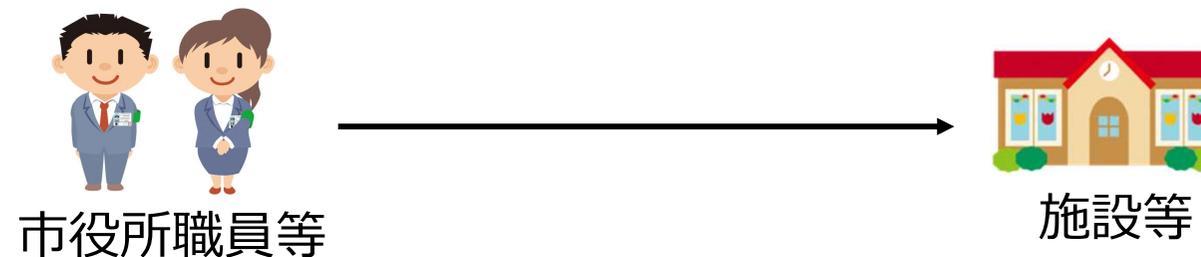


■令和5年度以降 概ね3～4年に1回程度実施

①市から特定子ども・子育て支援施設等の設置者へ実施通知を送付



②市役所職員等が特定子ども・子育て支援施設等を個別に訪問して実施



③市から特定子ども・子育て支援施設等の代表者へ実地指導の結果を通知



④③の結果通知において、文書指摘事項がある場合は、特定子ども・子育て支援施設等は通知から60日以内に改善報告書を市に提出



実地指導中に、8ページの「実施する場合」に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査へ切り替えて実施することがあります。

運営基準第54条～第61条の規定内容は以下のとおりです。

第54条	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
第55条	利用料及び特定費用の額の受領
第56条	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
第57条	法定代理受領の場合の読替え
第58条	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知
第59条	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
第60条	秘密保持等
第61条	記録の整備

運営基準第54条

教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

CHECK!

提供日、提供日ごとの時間帯、支援の具体的な内容、その他必要な事項を記録した書類を確認します。

◆具体的な書類例

- 保育計画
- 保育（業務）日誌
- 児童名簿、児童票、出席簿
- 連絡帳

運営基準第55条

利用料及び特定費用の額の受領

 **CHECK!** 以下の内容を確認します。

- ・保護者との間に締結した**契約**に定められた**利用料・特定費用の額の支払いを受けているか。**
- ・法定代理受領の場合、保護者から支払を受ける利用料は、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除した額の支払いを受けているか。
- ・また、特定費用は**金銭の用途、額、理由**について**書面で提示し**、保護者へ説明を行い、**同意**を得ているか。

◆具体的な書類例

- 利用申込書
- 利用契約書
- 重要事項説明書
- 入園のしおり、パンフレット等

「特定費用」とは教材費、行事費、食材料費、通園送迎費等を指します。
特定費用は無償化の対象外です。

「特定費用」の定義については、子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定されています。

運営基準第56条

領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

CHECK! 以下の内容を確認します。

【領収証】

- ・保護者から費用の支払いを受けた際、**領収証を交付**しているか。
- ・**利用料と特定費用の額を区分**して**記載**しているか。
- ・法定代理受領の場合は、利用料は市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除した額を記載しているか。

◆具体的な書類例

領収証の控え

CHECK! 以下の内容を確認します。

【提供証明書】

- ・支援を提供した日、時間帯、支援の内容、費用の額、その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した**特定子ども・子育て支援提供証明書**を保護者に**交付**しているか。
- ・法定代理受領の場合、市にも特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。

※ただし、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校が特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費を法定代理受領で受ける場合は、保護者に対し特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。

◆具体的な書類例

- 特定子ども・子育て支援提供証明書の控え
- 保護者への施設等利用費の額の通知

運営基準第58条

施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

CHECK !

保護者が**偽り**その他**不正な行為**によって施設等利用費の**支給を受け**、又は**受けようとしたとき**は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る**市町村に通知**しているかを確認します。

◆具体的な書類例

- 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

運営基準第59条

施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

CHECK !

子どもの**国籍、信条、社会的身分**又は特定子ども・子育て支援の提供に要する**費用を負担するか否か**によって、**差別的取扱いをしていないか**を確認します。

◆具体的な書類例

- 苦情に関する記録

運営基準第60条 秘密保持等

 **CHECK!** 以下を確認します。

- **職員、管理者**は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。
- **職員であった者**に対しても、同様の秘密を漏らすことがないよう、**必要な措置を講じているか**。
- 小学校、その他の関係機関に対し、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ**文書**により保護者の**同意**を得ているか。

◆具体的な書類例

- 個人情報保護に関する誓約書
- 個人情報提供に関する同意書

運営基準第61条 記録の整備

CHECK! 以下を確認します。

- ・職員、設備、会計に関する諸記録を整備しているか。
- ・特定子ども・子育て支援の提供の記録（第54条）、市町村への通知に係る記録（第58条）を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。

◆具体的な書類例

【職員に関する記録】

- 労働契約書等の労働条件を明示した書類
- 出勤簿
- 賃金台帳
- 就業規則・給与規程
- 健康診断結果
- 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険等)への加入関係書類

【設備に関する記録】

- 消防計画
- 消防設備点検記録
- 防災計画
- 避難消火訓練記録
- 衛生管理マニュアル
- 害虫駆除記録
- 安全管理マニュアル
- 危機管理マニュアル
- 事故記録
- ヒヤリハット

【会計に関する記録】

- 経理規程
- 計算書類(収支計算書、損益計算書、貸借対照表等)
- 現預金等の出納管理簿

5. 監査 | 監査の流れ①

■ 次の①～④に該当する情報があり、特に必要があると認める場合や実地指導において疑われる場合に実施。

また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく実施する場合があります。

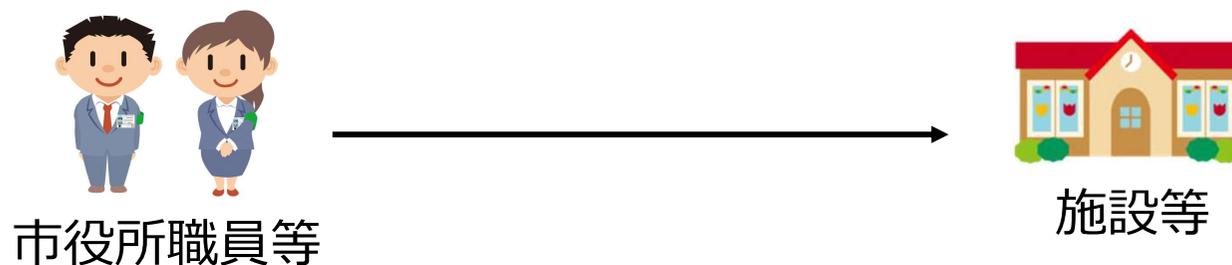
- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 勧告、確認の取消し等に該当することが疑われる場合

※指導から監査に移行した場合も含む

- ①市から特定子ども・子育て支援施設等の設置者へ実施通知を送付（事前通告なく実施する場合もある）



- ②市役所職員等が特定子ども・子育て支援施設等を訪問して実施



③ 監査結果に応じた対応

I 指摘事項がない場合、勧告には至らないが、改善事項が認められる場合および施設等利用費等の返還を要すると認める場合

I-1 市から特定子ども・子育て支援施設等へ監査の結果を通知



I-2 I-1の結果通知において、文書指摘事項がある場合は、特定子ども・子育て支援提供者は通知から60日以内に改善報告書を市に提出



Ⅱ 勧告に該当する場合

(運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な運営をしていない場合)

Ⅱ-1 市から特定子ども・子育て支援提供者へ勧告を行う



Ⅱ-2 Ⅱ-1の通知における改善を要する事項について、特定子ども・子育て支援提供者は通知から60日以内に改善報告書を市に提出



Ⅲ 命令に該当する場合

(正当な理由なく勧告にかかる措置をとらなかった場合)

Ⅲ-1 市から特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて勧告にかかる措置をとるべきことの命令を行う

※命令を公示、
都道府県知事に通知



Ⅲ-2 Ⅲ-1の通知における改善を要する事項について、特定子ども・子育て支援提供者は通知から60日以内に改善報告書を市に提出



IV確認の取消し、全部もしくは一部の効力停止に該当する場合
(法第58条の10第1項各号のいずれか(子どもの人格を尊重する義務に違反する場合等)に該当する場合)

IV-1 市から特定子ども・子育て支援施設等へ確認の取消し等を行う

※施設等の名称及び
所在地等を公示



市

確認の取消し等



施設等

子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者は、確認の取消後、5年を経過するまで確認申請をすることができません。

6. 確認変更 | 変更届について

以下の内容に変更が生じる場合は、変更後10日以内に確認変更届の提出が必要です。

変更がわかり次第、**こども政策課(TEL427-9397)**にご連絡をお願いします。

① **施設または事業所の名称**

② **子ども・子育て支援施設等の設置場所**

③ **設置者または申請者の名称、事務所の所在地**

④ **設置者または申請の代表者の氏名、生年月日、住所、職名**

⑤ **設置者の定款、寄付行為等および登記事項証明書**

⑥ **施設または事業所の管理者の氏名、生年月日、住所の変更**

⑦ **役員の氏名、生年月日、住所**

ご清聴ありがとうございました

QRコードを読み込んでいただくとアンケートフォームにつながります。

アンケートの回答をもって、集団指導への参加とさせていただきますので、ご回答をお願いします。

回答受付期間：令和5年3月6日（月）～令和5年3月13日（月）

（ URL <http://www.city.kakogawa.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/293> ）

